

■ 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの活用状況

1 ガイドラインの啓発について

ガイドラインの内容を府民等関係者に啓発し、実際に活用していただくことが重要であるため、次の取り組みを進めている。

【啓発】 常時、PRに努めるものとする。(●：実施済み、○：実施予定)

府民等	
●府ホームページ ○チラシの配布（情報プラザ等の活用）	
設計者（施主）等	
<ul style="list-style-type: none"> 大阪府建築士事務所協会 大阪府建築士会 社団法人日本建築家協会 近畿支部 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉のまちづくり審議会委員等を通じて啓発を依頼 ●建築士事務所協会、建築士会の総会においてチラシ等を配布 ●ホームページ、メールマガジン、機関紙への掲載 ●建築士会研修会において説明を実施（11月8日） ○研修会の開催
<ul style="list-style-type: none"> 指定確認検査機関 	<ul style="list-style-type: none"> ●メール、啓発用チラシにて啓発を依頼 ●指定機関部会において説明会を実施
障がい者・支援者等	
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉のまちづくり審議会委員を通じて啓発を依頼
行政機関	
<ul style="list-style-type: none"> 府公共建築室、住宅経営室、教育庁、府警察本部 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉のまちづくり審議会幹事、福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議の構成員へ啓発を依頼 ●府公共建築室内研修を活用し研修を実施 ○研修会の開催
<ul style="list-style-type: none"> 市町村 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉のまちづくり市町村連絡会議の構成員へ啓発を依頼 ●重点整備地区バリアフリー推進連絡会議にて啓発 ○福祉のまちづくり市町村連絡会議等を活用し研修を実施
その他	
<ul style="list-style-type: none"> ●建築業界紙を活用した広報（業界紙に情報提供） ○都道府県に対しメール等により情報提供 ○JCBA（日本建築行政会議）：府の参画メンバーから情報提供 ○近畿建築行政会議等を活用し、研修を実施 	

【広報物】

刊行物等	<ul style="list-style-type: none"> 冊子（白黒版） 啓発用チラシ 点字版、拡大版を事務局に設置
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 府ホームページに掲載 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/guideline.html （視覚障がい者への配慮として音声読み上げ対応テキストデータを併せて掲載。） ガイドラインの内容をより多くの方に理解していただくため「やさしい日本語版」を併せて府ホームページに掲載。

2 ガイドラインの追記・見直しについて

○今年度、勉強会において検討を行い、追記・見直し項目の蓄積を図る。

来年度末を目処に見直しを行う。（参考資料の追記等については今年度末に実施）